

2004.8.19

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する  
基本方針概要(案)に関する意見書

NPO法人環境文明21代表 加藤三郎  
同 環境教育部会代表 藤村コノエ  
同 有志一同

私たちNPO法人環境文明21は、持続可能な社会を構築する上で、環境教育は重要な役割を果たすという信念のもと、本法律の制定に精力的にかかわってきましたが、このたび、それに関する基本方針案について、以下の点を意見ならびに代替案として提出いたします。

はじめに(1頁)、について

**【考え方と提案】**

本法律は持続可能な社会の構築を目的とするものであることから、環境のみならず、経済活動や文化・歴史など人間活動にも踏み込んだ本質的な視点が不可欠です。しかし基本方針案では、全体的に自然環境教育など従来の環境教育の域を出ない範囲で捉えられており、このような内容の環境教育では、持続可能な社会の構築に役立つかどうか甚だ疑問であり、世界的な流れに遅れをとるものです。

そこで、「はじめに」の部分については、以下の文章を提案します。

「大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする今日の私たちの社会は、有限な地球の資源を浪費し、かけがえのない環境の持続性を損なっています。また、そうした社会では、精神的な豊かさよりも物質的な豊かさが、人間的な価値やゆとりよりも経済的な効率や利便性が重んじられ、個人・家庭・地域・学校・職場などあらゆる場面で人間社会の持続性さえも損なわれています。

こうした社会のあり方を見直し、環境、経済、人間・社会のバランスが取れた持続可能な社会を構築していく必要があります。

そのためには、私達を取り巻く様々な環境問題の現状を理解し、その要因を自らの日常生活や仕事、さらには個人の価値観や社会経済のあり方と関係付けて捉え、持続可能な社会の構築に向けて自ら選択し・行動できる人材をつくること、すなわち「持続可能な社会をめざす環境教育・環境学習」を進めることが重要です。

持続可能な社会をめざす環境教育・環境学習は、学校・地域・職場など全ての場面で行われるものであり、こどもから大人まで、その年齢や地域の自然・社会・歴史的条件等に応じ、幅広い領域で横断的に行われるものです。」

## 1. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

### (1) 私たちが目指す持続可能な社会と環境の保全(1頁)について

#### **【考え方と提案/その1】**

私たちが目指す持続可能な社会・・・と言いながら、私たちが目指す持続可能な社会のことが何も書かれていません。ここに書かれているのは17年も前に書かれたブルントラント委員会が考えたものです。

私たちが目指す持続可能な社会とはどのようなものか、その姿を単に外国の文章を引用するのではなく、自らの言葉で明記すべきだと思います。

そこで、持続可能な社会像として、私たちは次のように提案します。

「持続可能な社会とは、環境、経済、人間・社会のバランスがとれた社会です。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる持続可能な社会であり、社会経済システムにおいて、費用と便益のバランスが取れた状態であり、市場経済においても長期的な視点が重視され、長期的なコストをいとわない社会であり、人間・社会という観点からは、一人ひとりの市民が自立し、健康で文化的な生活を営むだけでなく、自然・次世代・他の地域などとの関連性を持ち、多様な豊かさを実感できる市民社会です。」

#### **【考え方と提案/その2】**

また冒頭の文章「私たちが環境の保全に主体性を持って・・・

ものに変えていく必要があります。」の

部分は本末転倒です。環境保全活動を主体的に進めていくために社会を変えるのではなく、持続可能な社会を作るために環境保全活動や環境教育を主体的に進めていく必要があるのですから、目的と手段が逆です。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「持続可能な社会を築くためには、個々人の意識を変え、社会経済のあり方をかえられるような、主体的な環境教育並びに環境保全活動が必要です。」

## 環境教育の推進についての取組の方向(2頁)

### ア 環境教育の目指す人材について(2頁)

#### **【提案】**

この表題については、以下のものを提案します。

「環境教育が目指す人間像」

## イ 環境教育の内容について（2頁）

### **【考え方と提案】**

表題では「環境教育の内容」といいながら、持続可能な社会に向けた環境教育の考え方も明示しないままに、「共通的な基礎要素」という抽象的なもののみについて書かれていますが、ここではやはり「環境教育の内容」を明確にする必要があると思います。また、ここに書かれている内容では、持続可能な社会に向けた環境教育としてはあまりに範囲が狭すぎます。平成11年12月中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習」にかなりの部分がのべられており、それを参考にすべきだと思います。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「環境教育の内容としては、持続可能な社会の構築に向けて、環境の視点に加え、経済や社会的なことにも配慮した幅広い内容とする必要があります。

具体的な内容としては、以下の事項が重要です。

- ・ 生命共同体を尊重し大切にすること
- ・ 自然や生物の多様性を保全すること
- ・ 地球の有限性を認識し、その能力を超えない人間活動、経済活動を行なうこと
- ・ 天然資源を保存すること
- ・ 再生不能な資源の消費を最小限にとどめること
- ・ 効率的な資源利用を図り、公正な資源配分を行なうこと
- ・ 個人の生活態度や価値観を変え、人間の生活の質の改善を図ること
- ・ 文化、暮らし方などの多様性を認め合い、歴史や伝統文化を尊重すること
- ・ 地域社会の持続性を確保すること
- ・ 地球規模の協力体制を作り出すこと

## 2. 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

### (1) 環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に当たっての基本的な考え方（3頁）について

### **【考え方と提案】**

全体的に法律の継ぎ合わせ的な文章が多く、主語述語がとても複雑で分かりにくくなっています。また、例示はその内容や軽重にバランスを欠きます。

そこで、この文章に関しては、削除することを提案します。

## 環境教育の推進方策に関する考え方（４頁）

### ア 環境教育を進める手法の考え方（４頁）について

#### **【考え方と提案】**

２つめの・で、体験活動が重視されています。勿論これは大切なことですが、現状を見ると、体験そのものが自己目的化されがちで、何のための体験なのか分からないものも多々あります。体験はあくまで手段であり、目的は持続可能な社会を作ることです。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「・知識、理解を行動に結びつけるため、・・・・・・・・  
、継続的な実践体験を環境教育の中心に位置づけるとともに、常にその体験が持続可能な社会作りに役立つものとなるよう配慮する。」

### イ 学校の教育職員の資質向上（５頁）について

#### **【考え方と提案】**

学校教育における環境教育を推進するには、現場の教職員の研修が重要です。しかし、そのための時間が正規に確保されない限り、教職員の負担が増すばかりです。国や自治体はそのための仕組みを作ることが必要です。

そこで、この部分に関しては、以下の文章を提案します。

「・・・・・・・・。

また、学習指導要領の解説を活用したり、・・・・

、教員の指導力向上を図るとともに、国または自治体が行なう環境教育の研修への参加を義務付けたり、奨励する。さらに、大学の・・・・・・・・」

### ウ 社会など幅広い場における環境教育の推進（５頁）について

#### **【考え方と提案】**

地域施設には環境学習セクターや地球温暖化センターなど多種あり、学習の幅を広げる意味で非常に重要です。

そこで、以下の施設を追加することを提案します。

「・・・・・・・・。

地域の社会教育施設、国、地方公共団体や民間団体等が設置している温暖化防止活動推進センター、環境学習センター、自然体験・・・・・・・・

## オ プログラムの整備（6頁）について

### **【考え方と提案】**

文章中に、沈黙の春、地球憲章、さらには、GEMS、ネイチャーゲーム、プロジェクト・ワイルド、プロジェクトWETなど、特定の名称やプログラム名が記載されていますが、特定の本を推奨したり、特定のプログラムを普及、促進することを国の基本方針に書くことは、公平性を欠くものです。加えて、これらのプログラムは全て海外のものであり、日本の風土に適したものかどうかの評価は分かれるものです。特定のプロジェクト名を明記することは、国（環境省や文部科学省）が特定団体にお墨付きを与えたことになり、法律の趣旨に大きく反するものです。

よって、この部分は削除すべきと考えます。

## 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

### ア 環境に関する研修、指導助言の充実（7頁）について

#### **【考え方と提案】**

法律10条では「支援」となっており、国が事業者に対して「指導助言」するという考え方は、官尊民卑の遺風を残しており、適切ではないと思います。

また、国が従業員向けの環境教育プログラム等を提供することは、千差万別な業種業態を考えた場合、不可能に近く、現実的とは思えません。

よって、この表題と文章については、以下のものを提案します。

「ア 環境に関する研修、支援の充実」

「・・・・・・・・。また事業者に対しては、従業員向けの環境教育プログラム作成に必要な情報等を提供します。」

## 拠点機能の整備

### ア 国の拠点機能の整備（7頁）について

#### **【考え方と提案】**

国内のみならず、国外の環境教育に関する情報を一元的に整備し、かつ総合的な視点から環境教育に関する研究を実施する機関は、国内にはないのが実情です。そのため、持続可能な社会に向けた環境教育という点で、世界的な動向から遅れている面もあります。

そこで、この点に関して、次の点を提案します。

「国は、持続可能な社会に向けた環境教育を実施するにあたり、総合的な調査・研究を行なう組織を設置します。地球環境パートナーシッププラザ等・・・・・・・・。」